

作花共同親権訴訟・主な論点一覧表（地裁）

(2020/5/5 原告本人作成)

論点	原告	主張 順序	被告（国）
基本的人権	親権は基本的人権である	⇒	親権は基本的人権ではない
自然権	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親権は人が生まれつき有している自然権である。判例や諸外国憲法においても、自然権として扱われている ・ 親権の義務（責務）の側面は権利であることと両立する 	⇒ ⇐	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旭川学テ判決は親権について判示していない ・ 親権は「社会的責務」である
子の連れ去り問題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子の連れ去りは婚姻の継続を不当に制約している ・ 連れ去り問題はハーグ条約の理念にも反する 	⇒ ⇒	<ul style="list-style-type: none"> ・ 離婚後共同親権でも連れ去りはなくなるし、連れ去りは親権者指定の決定的要素とならない ・ ハーグ条約は親権のあり方について定めていない
平等権	父母の片方の親権を奪うことは法の下での平等に反する	⇒	平等権は裁判結果の平等まで保障しない
非合理性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 離婚時に一律かつ全面的に片方の親権を奪う必要はない ・ 合意形成が困難なおそれがない父母も含めて一律に離婚後単独親権とするのは不合理。また、合意形成が困難なおそれがあるのは、共同親権である婚姻中も同じなので、離婚後の単独親権化を正当化する理由にならない 	⇒ ⇐	<ul style="list-style-type: none"> ・ 離婚後は単独親権としなければ、親権者が決定すべき事項について、父母間の適時適切な合意形成が困難になるおそれがある
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 裁判所の判断を左右する「監護の継続性」を得るために子の連れ去りが行われている。「裁判所が適格性を吟味し親権者を定めている」とは到底言えない 	⇐	<ul style="list-style-type: none"> ・ 裁判所は後見的立場から、親権者としての適格性を吟味して父母の一方を親権者と定めている
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ネット等情報伝達手段の発達で元夫婦間の連絡が容易になっており、離婚後の親権者を単独とする必要性が薄れている 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮に離婚後共同親権が導入されるなら、親権の内容や共同行使の方法等の検討が不可避
争いの長期化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親権の不平等による紛争が離婚裁判を長期化させる ・ 共同親権・養育の理念の下で監護の争いは緩和される 	⇒ ⇐	<ul style="list-style-type: none"> ・ 離婚後共同親権にしたとしても、監護者をめぐる争いは残る
親権喪失制度等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親権喪失等の制度があり離婚時一律に親権を奪う必要はない ・ 同じく要件が厳格な親権者変更について、その可能性を根拠 	⇒ ⇐	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親権喪失は要件が厳格で、共同親権で問題が生じた場合に利用するのは困難

		に「不平等ではない」とする被告の主張（下記）と矛盾		
	親権変更等	・新たに親権を失う親との不平等が生じる	⇐	・親権を失った親も再度親権を得る可能性があるから、不平等ではない
	外国での離婚	・外国で離婚した親は共同親権者として戸籍記載される ・外国判決承認は日本法による共同親権の承認を意味する	⇒ ⇐	・戸籍記載されるのは、民事訴訟法の「外国判決承認」の要件を満たした結果にすぎない
	子どもの権利	離婚後単独親権制度は子どもの権利を侵害する	⇒	離婚後単独親権制度は子どもの権利を侵害しない
	基本的人権、幸福権、人格権	・子どもから片方の親を奪うのは子どもの権利侵害である ・養育義務を負う者が多い方が、子どもにとって利益となる	⇒ ⇐	・親権者を一人にすることによって適時適切な親権行使が可能となり、子供の利益となる
	平等権	・両親が離婚した子どもは、両親が離婚しない子どもに比べ、片方の親を奪われる点において差別される ・子どもが決められない離婚を理由に不利益を課すのは差別	⇒ ⇐	・子の利益のために親権者を一人にすることは、合理的な理由のない差別ではない
	親から分離されず交流する権利（国連子どもの権利条約）	・離婚後単独親権制度は、子どもが両親の共同親権の下で養育され、両親と同様に触れ合いながら成長する権利を侵害する ・家裁の運用では、子どもは離婚で親権を失った親と原則月1回数時間しか面会交流が認められていない。その約束も守られず、親が苦痛から自殺することもある	⇒ ⇐	・親権を持たないことを面会交流の制限理由とする規定はない
	親子法の目的	・再婚禁止期間違憲訴訟判決は、親子法が子どもの福祉のためにあり、親の都合のためにあるのではないことを判示した ・判決が示した立法目的の変化は、論文で指摘されている	⇒ ⇐	・同判決は家族法の立法目的を確認するものでない
	児童虐待	・単独親権親やその再婚相手による児童虐待が多発しているとの調査結果がある ・離婚後共同親権となれば、もう一人の親権者が親権を行使し子どもを虐待から救済できるようになる	⇒ ⇐	・同調査結果は児童虐待の原因に離婚後単独親権制度を挙げているわけではない
	単独親権者の死亡等	・単独親権者の死亡後、後見が開始するまでの間、親権者が誰もいない状態となるのは離婚後単独親権制度の欠陥である	⇒	・後見が開始するから、未成年者の保護が図られる
	養子縁組等	・離婚により親権を失った親は単独親権親による子の福祉に反する養子縁組を止める方法がない		—